

別 添

| | |
|--------------------|-----------------|
| 資料 14-2(午前・午後) | 令和 2 年 3 月 18 日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 | |
| 千葉県障害福祉サービス課 | |

令和 2 年 3 月 1 8 日

障害福祉サービス事業者
障害児通所支援事業者 様
地域生活支援給付事業者

千葉県保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

千葉県地域生活支援給付事業に係る統合上限額管理の取扱いについて（通知）

日頃より、千葉県福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
本市では、利用者負担の軽減を図る観点から、千葉県地域生活支援給付に係る利用者負担額を、障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者負担額と合算し、統合上限額の管理を行っています。
これまでの統合上限額管理者の決定ルールにつきまして、ルールが分かり難い等市内事業所からのご意見を踏まえ、統合上限額管理者決定のルールを下記のとおり変更することとしましたので、通知します。

記

- 1 統合上限額管理事業所となる事業所
登録地域生活支援給付サービス事業所
- 2 複数の登録地域生活支援給付サービスを利用する場合の管理事業所となる優先順位
 - (1) 移動支援
 - (2) 日中一時支援
 - (3) 訪問入浴サービス上記の中で最も高い順位の事業所と複数契約している場合は、原則として契約量が最も多い事業所が管理事業所となります。
ただし、提供されるサービス量（標準的な報酬額の多寡）、生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、事業所の事務処理体制等を総合的に勘案し、利用者及び事業所間で協議の上了承が得られれば、登録地域生活支援給付サービス事業所の中で統合上限額管理事業所を任意に定めることも可能とします。
- 3 今後の取扱いの留意点
 - (1) みなし登録地域生活支援給付サービス事業者の登録制度について
令和 2 年 4 月 1 日以降において、障害福祉サービス等のみを提供している事業者が統合上限額管理を行うことがないため、新規のみなし登録は行いません。
 - (2) 上限額管理事業所の変更時期について
旧ルールに基づき統合上限額管理事業所が設定されている利用者については、対象者が令和 2 年 4 月 1 日以降にサービス更新時期を迎えた時、新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更が必要です。
なお、遅くとも令和 3 年 3 月 3 1 日までに、新ルールに基づいた統合上限額管理事業所の変更を行ってください。

※詳細については別紙参照

| | |
|-----------|-------------------------|
| 障害福祉サービス課 | |
| 施設支援班 | 0 4 3 - 2 4 5 - 5 1 7 4 |
| 地域支援班 | 0 4 3 - 2 4 5 - 5 2 2 8 |